

## 【目次】

- 1 県内の主なトピックス (1頁)
- 2 国や県などの取組のお知らせ (4頁)
- 3 各種助成金のお知らせ (9頁)



GOOD JOB, IWATE!  
MANY GOOD JOBS.

## 1 県内の主なトピックス

1

# アビリンピック

ご存知ですか

正式な名称は、「障がい者技能競技大会」で、「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY・能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせたものです。

その目的は、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

## 応援・見学、ぜひお越しください！

※ 岩手県立産業技術短期大学校矢巾キャンパスにて7月9日(日) 9時~15時開催されます。

第15回岩手県障がい者技能競技大会



第37回全国アビリンピック岩手県予選会

チャレンジいわて  
アビリンピック 2017  
平成29年

7/9(日)開催

### 【競技種目】

<身体・知的・精神障がい者の部門> <知的障がい者の部門>

- ・ワープロ (5名)
- ・表計算 (5名)
- ・喫茶サービス (10名)
- ・ビルクリーニング (10名)
- ・洋裁 (5名)
- DTP (5名) ☆新選目
- ・縫製 (5名)
- ・木工 (5名)
- ・パソコンデータ入力 (5名)

### 【会場】

岩手県立産業技術短期大学校  
矢巾町南矢幅10-3-1



『いわて就職面接会』・『岩手県U・IターンフェアI』の参加企業を募集しています。



【開催日】 平成29年7月19日(金)  
【場 所】 岩手産業文化センター  
アピオ(滝沢市)



《H29.4.8 開催 いわて就職ガイダンスの様子》

【参加予定者】 求職者（平成30年3月卒業予定の学生、一般含む）  
岩手県内での就労を条件とする求人（正社員）を有する企業  
【受付期間】 平成29年6月16日(金)まで

## 岩手県U・Iターンフェア I

【開催日】 平成29年8月30日(水)  
【場 所】 秋葉原UDX  
(東京都千代田区)



《H28.7.7 開催 岩手県U・Iターンフェアの様子》

【参加予定者】 求職者（平成30年3月卒業予定の学生、一般含む）  
岩手県内での就労を条件とする求人（正社員）を有する企業  
【受付期間】 平成29年7月7日(金)から7月28日(金)まで

問い合わせ先

公益財団法人ふるさといわて定住財団  
☎ 019-653-8976 FAX 019-654-2017

岩手県雇用対策・労働室(雇用対策担当)  
☎ 019-629-5592 FAX 019-629-5589

# 「いわてとワタシゴト展」が開催されます

「いわてで働く」がギュッとつまんだ  
総合イベントを初開催！

- いわてとワタシゴト展 -

岩手の仕事のこと、働くことをテーマにした総合イベント「いわてとワタシゴト展」が、9月2日(土)・3日(日)に開催されます。これから働く方々をはじめ、すでに働いている全てのみなさんに、ご参加いただける企画が盛りだくさんのイベントです。ぜひご来場ください。

開催日

**9月2日(土)・3日(日) 10:00-16:00**

会場

**いわて県民情報交流センターアイーナ** (盛岡市盛岡駅前西通1-7-1)

主な会場:4階県民プラザ、5階ギャラリーアイーナ、8階804会議室 など

対象

- ・これから働く方 (高校生、大学生、就職活動中の方など)
- ・働いている方

※どなたでもお気軽にご参加いただけるイベントです(一部、対象が限定されるエリアを除く)

明日からの「働く」が、もっと楽しくなるコンテンツがたくさん！

全エリア  
参加無料!!

## 4階 県民プラザ&スタジオ

いわての「働く」を感じるエリア

### シゴトビトの職場

岩手で働く社会人が、職場を飛び出し会場に登場！これから働く皆さんに、仕事のこと、働くことについてお伝えします。シゴトビトが普段使っている仕事のツールや、岩手が全国に誇る「日本一」の展示も同時開催！

■9月2日(土)・3日(日)

明日からの仕事を楽しく！

### はたらくLab.

先輩社会人が、仕事のノウハウ伝える若手社員向けビジネスセミナー。

■9月2日(土):事前申込

岩手の未来を語るプレゼン

### iwaTED

岩手で働く若手起業家たちが、働くフィールドとしての岩手の未来を語ります。

■9月2日(土)

## 5階 ギャラリー [2日・3日常設]

岩手の「仕事」「働く」をテーマにした企画展が多数登場！

- ・いわてをつくるしごと展 (写真展)
- ・数字で見るいわて
- ・先輩の本棚
- ・いわての企業ロゴ展 など

## 8階 トークイベント会場 [3日限定]

経営者のリアルトーク

### 社長が社長になると決めた日

達増知事×県内企業の代表による、「私の志(こころざし)」をテーマにしたフリートーク。

### モノでつながるしごとトーク

今話題の「あるモノ」をテーマに、その誕生に関わったメンバーによる開発秘話を紹介します。

※一部エリアの観覧には事前申込が必要です



**GOOD JOB, IWATE!**  
**MANY GOOD JOBS.**  
いわてで働こう推進協議会

主催:いわてで働こう推進協議会 運営:ジョブカフェいわて

イベントの詳細は  
こちらからCHECK!

岩手の仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシバいわて」  
<http://www.shigotoba-iwate.com> ※7月上旬公開予定

# 2 国や県などの取り組み

## 1 労働災害の防止に取り組みましょう！！

岩手県では、労働災害による死傷者数が前年に比べて増加しています。全国安全週間(平成29年7月1日～7日)を契機として、それぞれの職場で労働災害防止活動を推進しましょう！

□平成29年(4月まで)の労働災害発生状況

○平成29年4月までの県内の全業種における労働災害による死傷者数(休業4日以上)及び死亡者数(4月末速報値)は376人で、前年同期比で23人(6.5%)の増加となっています。

また、死亡者数は6人となっており、前年同期と同数となっています。

○前年同期比で増加した業種は、

「製造業」90人(前年同期比+12人、+15.4%)

「建設業」75人(同+10人、+15.4%)

「保健衛生業」37人(同+9人、+32.1%)などとなっています。

## 2 第90回「全国安全週間」(平成29年7月1日～7日)について

○全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断されることなく続けられ、今年で90回目となりました。

○基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていること等を踏まえて、以下のスローガンで取り組みます。

**組織で進める安全管理  
みんなで取り組む安全活動  
未来へつなげよう安全文化**

## 職場のトラブルで悩んでいませんか？ 労働委員会の委員が相談に応じます。

# 出前無料労働相談会

### □ 岩手県労働委員会とは…

- 労働委員会は、労働者と使用者との間で発生したトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。
- 相談会には、公益委員(弁護士、学識経験者など)、労働者委員(労働団体の役員など)、使用者委員(会社経営者など)から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。秘密は厳守します。

### □ 相談会の開催予定

6月18日(日)	北上	ツインモールプラザ西館2階 北上市民交流プラザ 北上市新穀町1-4-1
6月24日(土)	奥州	地区合同庁舎 奥州市水沢区大手町1-2
	宮古	地区合同庁舎 宮古市五月町1-20
6月25日(日)	遠野	遠野市まちおこしセンター あすもあ遠野 3階会議室 遠野市新穀町6-1
	久慈	地区合同庁舎 久慈市八日町1-1

※ 相談時間 午後1時～午後4時(受付終了 午後3時)

- 電話による予約をお願いします。(当日受付の場合、予約された方が優先となります。)

問合せ・予約先

岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

(平日 8:30 ~ 17:15)

#### 労働者からの主な相談

突然の解雇(雇止め)、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など



#### 使用者からの主な相談

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話合いが進まない、突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など。

## 【いわて産業人材奨学金返還支援制度】

～「いわて産業人材奨学金返還支援基金」に対する寄附のお願い～

岩手県では、将来のものづくり産業を担うリーダーとなる人材の確保・定着を促進するため、学生が大学等を卒業後、又は既卒者がU・Iターンし、県内企業に一定期間就業した場合に奨学金の返還を支援します。

一人でも多くの若者に県内へ定着してもらうため、産業界や経済界の皆様にもご協力をいただきながら、地域一体となって取り組んでいきたいと考えておりますので、本制度へのご支援・ご協力をお願いします。

### 「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の概要

#### 募集対象者

※支援対象者となるには、理工系学位(又はそれに準ずる相当程度の能力)を有する必要があります。

対象業種の岩手県内事業所に8年以上就業し、県内に居住を予定する

- ① 大学、大学院及び高専(専攻科を含む)在学生
- ② 既に大学等を卒業し県外に就業する35歳未満のUターン希望者

#### 対象分野・業種

##### 【分野】

自動車、半導体、医療・福祉機器、航空機、ロボット、加速器関連、環境・エネルギー、ソフトウェア開発

##### 【業種】

プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、情報サービス業

#### 対象奨学金

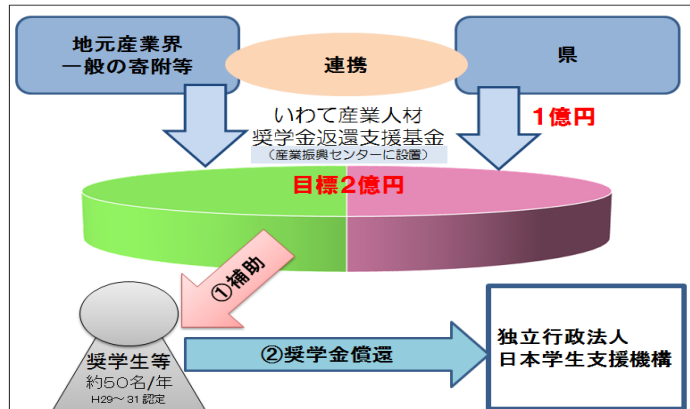
独立行政法人日本学生支援機構奨学金

#### 募集人数

毎年度50名程度(H29～H31年度)

#### 助成方法等

- ① 就業1年目から、毎月の償還額を支払い
- ② 毎年度、就業・居住要件を確認



#### 返還支援額

下表の対象経費又は上限額のいずれか低い額を上限として支援

区分		4大+大学院 6年制大学	4大	大学院	高専
対象経費	登録企業	奨学金の総額(既卒者は返還残額)の1/2			
	一般企業	奨学金の総額(既卒者は返還残額)の1/3			
上限額	登録企業	250万円	150万円	100万円	70万円
	一般企業	167万円	100万円	67万円	47万円

## 登録企業制度について

ものづくり・IT企業に限り、2口(60万円)以上の寄附をいただいた場合に、採用する大学生等への奨学金返還支援額の上限が、「3分の1」から「2分の1」にアップする優遇制度。

- ① 2口(60万円)の寄附で登録企業となった場合、1名につき「2分の1」の優遇措置となります。
  - ② 2名以上を対象としたい場合、1名につき1口(30万円)の追加寄附をお願いします。
- 【例】ものづくり・IT企業の皆様が4口(120万円)寄附いただいた場合  
→ 登録企業となり、採用する大学生等の奨学金返還支援額の上限が「2分の1」(3名分)へアップします。

## 税制上の優遇措置について

- 法人 → 全額損金算入できます。
- 個人 → 直接寄附いただいた場合、特定寄附金に該当しますので、確定申告により寄附金特別控除の対象となります。

## 県が行う特典等について

- 基金へ寄附をいただいた場合に、下表の特典等を行います。
- 原則として、平成29年度～平成31年度の累計金額で対応します。

寄附金額	特典等
100万円以上	○ 知事名の特別感謝状の贈呈及び贈呈式の実施 (年数回・報道機関へも周知)
60万円以上	○ 知事名の特別感謝状の贈呈 ○ 首都圏説明会等での企業情報発信等 ☆ ものづくり・IT企業を対象に、県(基金)HPに企業HPへのリンク、大学生等のインターンシップ事業の優先実施
30万円以上	○ 知事名の感謝状の贈呈 ☆ ものづくり・IT企業を対象に、県等主催の面接会等への優先参加や大学生等の企業見学会の優先実施
3万円以上	○ 知事名の感謝状の贈呈 ○ 県(基金)HPに個人名・企業名のご紹介

## 「能力開発セミナー(在職者訓練)」のご案内

県では、主に現在職業に就いている方を対象として、短期間の職業訓練を実施しています。受講料は無料(テキスト・実習用教材等は実費負担)ですので、ぜひご応募ください。  
 なお、各コースとも受講申込者が少ない場合は、日程の変更又は中止をすることがありますので、予めご了承願います。

研修コース名		開講日	定員	問い合わせ・申し込み先
社員 研修系	5Sによる生産性向上とリスク回避策 (理論編)	8/2.3	15	二戸高等技術専門校
	5Sによる生産性向上とリスク回避策 (実践編)	9/6.7	15	
	TWI管理監督者研修 (人の接し方)	8/22.23	10	
	中堅社員	9/13.14	20	二戸高等技術専門校 (久慈地区)
	中堅社員	9/5.6	20	
	若手社員	10/11.12	20	宮古高等技術専門校
	新入社員フォローアップ	9/14.15	30	
	コミュニケーション	9/20.21	20	
	中堅社員	9/20.21	30	産業技術短期大学水沢校
	管理・監督者	10/11.12	30	
技術 管理系	ISO22000規格解説	7/5.6	20	二戸高等技術専門校
	ISO22000内部監査員養成	7/26.27	20	
	ISO14001内部監査員養成	10/4.5	20	二戸高等技術専門校(久慈地区)
	ISO14001内部監査員養成	9/5.6	30	産業技術短期大学水沢校
	ISO9000S内部監査員養成	9/12.13	30	
	ヒューマンエラー防止	9/26.27	30	宮古高等技術専門校
	ISO14001内部監査員養成	9/7.8	20	
	ISO9000S内部監査員養成	10/5.6	20	
情報系	Access ビジネス活用応用	7/4.5	15	産業技術短期大学水沢校(気仙地区)
	Excel	7/19.20	15	宮古高等技術専門校
	PowerPoint 活用	8/23.24	15	
	ホームページ作成	8/1.2	10	二戸高等技術専門校
	Excel ビジネス活用基礎	10/11.12	10	
電気 工事系	第二種電気工事士技能試験受験準備	7/3.4	10	宮古高等技術専門校
	第二種電気工事士技能試験受験準備	7/10.11	10	二戸高等技術専門校(久慈地区)
溶接系	アーク溶接特別教育	7/27.28	30	宮古高等技術専門校
	ガス溶接技能	8/3.4	30	
建設・設備	Jw_cad 基礎	9/25.26	10	二戸高等技術専門校
技能検定	技能検定受験準備(建築配管)	9/28.29	10	宮古高等技術専門校

### 県立職業能力開発施設について

県内の各職業能力開発施設の概要や訓練の詳細等の情報を県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/shisetsu/index.html>

### 問合せ・申込先

○産業技術短期大学校水沢校 ☎ 0197-22-4427

○宮古高等技術専門校 ☎ 0193-62-5606

○二戸高等技術専門校 ☎ 0195-23-2227



# 3 各種助成金のお知らせ

平成29年度の助成金についてお知らせします。ご活用ください。

## 1 中小企業の生産性向上を支援します。

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

くわしくは、特設サイトへ！！

業務改善助成金

検索

5つのコースから選べます。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10※ <sup>1</sup> (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※ <sup>1</sup> ) ※ <sup>1</sup> 生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場
120円以上		200万円	

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化
----	--

問い合わせ・申請先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

## 非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主さんを支援します。

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

詳細なパンフレットは、厚生労働省のホームページへ

# キャリアアップ助成金

検索

コースは、3つ。

助成内容		助成額 ( )は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・正規雇用労働者 ・多様な正社員等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規: 1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期: 1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規: 1人当たり30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定・短時間正社員): 1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員: 1人当たり10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規: 1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算②~⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算

このほかに、2つのコースがあります。

### 2 人材育成コース

有期契約労働者等に

- ・一般職業訓練 (Off-JT)
- ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT)
- ・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合

### 3 処遇改善コース

有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合

- ①全て又は一部の賃金規定等(基本給)を増額改定させた場合
- ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合
- ③短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合

くわしくは、HPや下記電話番号の助成金相談コーナーまでお問い合わせください。

# 助成金を活用してワーク・ライフ・バランスを推進！！

## □ 「職場意識改善助成金」の御案内

コース	対象事業主															
<p><b>職場環境改善コース</b></p> <p>「労働時間等の設定の改善」により、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業主を支援します。</p>	<p>雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主。</p>															
<p><b>所定労働時間短縮コース</b></p> <p>「労働時間等の設定の改善」による所定労働時間の短縮を支援します。</p>	<p>労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており(特例措置対象事業場)、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場規模10人未満の中小企業主。</p>															
<p><b>時間外労働上限設定コース</b></p> <p>「労働時間等の設定の改善」による時間外労働の上限設定を支援します。</p>	<p>現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主。</p>															
<p><b>勤務間インターバル導入コース</b></p> <p>勤務間のインターバル導入を支援します。</p>	<p>労働者災害補償保険の適用事業者であり、下表のAまたはBのいずれかに該当する事業主</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>A. 資本または出資額</th> <th>B. 常時使用する労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>* その他の要件等については、労働局雇用環境・均等室にご確認ください。</p>	業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者														
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下														
サービス業	5,000万円以下	100人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
その他の業種	3億円以下	300人以下														
<p><b>テレワークコース</b></p>	<p>テレワークを新規で導入する中小企業事業主(試行的に導入している事業主も対象です)または、テレワークを継続して活用する中小企業事業主(過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です。)</p>															

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

**※ くわしくは、お問い合わせ・ご相談ください**

## 職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主さんを支援します。

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための取組を実施した事業主等に対して支給する5種類の助成金と、女性の活躍推進に取り組む事業主への助成金があります。

①出生時両立支援コース	男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。
②介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。
③育児休業等支援コース	「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。
④再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。
⑤事業所内保育施設コース	※平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業(内閣府)による助成制度の活用をご検討ください。
⑥女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

<ご注意ください>

○これらの助成金の内容は、平成29年度途中に変更される場合があります。

○申請総額が予算額を超過した場合や申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。

○ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。支給要領や『支給申請の手引』は、厚生労働省ホームページに掲載予定です。(トップページから「両立支援等助成金」でサイト内検索)

◆中小企業とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業者です。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下